

視察研修報告書

令和6年5月9日（木）から10日（金）まで、議会運営委員会・総務建設常任委員会視察研修（議会改革への取り組み、議決事項の拡大と議会の取り組みについて）のため、北海道栗山町、芽室町での研修会に参加しましたので、その内容について報告します。

粕屋町町議会議長 小池 弘基 様

令和6年5月31日
総務建設常任委員会
田代 勘

研修内容の報告

栗山町議会、議会改革の取り組みについて、

- 1、議会報告会については、議会基本条例に基づいて、年に一回開催。町内会・自治会との共催で、報告会で出た意見・要望は、町執行部へ解答を求めるもの、議会から解答するものがあり、また意見・要望等を取りまとめ、提言書として、議会だよりに掲載している。提言書は、報告会のまとめが終了した後に、議長から町長へ渡している。また不特定多数を対象とした受動的な開催でなく、学生、若者、女性、子育て世代の団体・グループ等を対象とした出前報告会を実施。その中で参加者の意見を引き出すことを心がけて、満足が得られるような運営、発言しやすい会場づくりに努めている。
- 2、議会モニター制度については、任期2年、定数20名とし、町議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させることにより、町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的としており、職務内容は6項目あり、年に一回議会と意見交換をしている。
- 3、議会サポーター制度については、議会および事務局の政策形成、立案機能を高め実施するまで有識者からの相談・助言を得ることを目的として、平成21年に運用。栗山町議会との関わりが深い地方自治制度の有識者5名に協力を得ており、任期はない。
- 4、通年議会については、議会基本条例に基づき、議会改革推進会議により、内容を含め一年ごとに、基本条例の達成度、今の時代に沿った内容になっているのかを検証し、議会改革に必要な項目も協議し、新たなものを取り入れる仕組みとして通年議会を設けた。例えば、常任委員会活動における所管事務調査がある場合、いつでも議長に申し出て、いつでも調査研究が可能になったこと。

- 5、議員の学校については、平成27年、31年の2回にわたり、無投票であったことにより、全国に先駆けて議会基本条例を制定した栗山町議会としては、由々しき事態と捉え、令和元年6月に議員報酬と定数に関する調査特別委員会（報酬と定数を考える小委員会、なり手不足問題を考える小委員会）を設置。
なり手不足の解消に向けた具体的な取組みとしては、議会改革推進会議において、議員の学校を開設。議員の後継者育成として議会や議員に関心や志のある町民等を発掘、育成し、なり手不足の課題の解決に向けた一助として取り組むもので、受講者19名のうち、3名立候補、3名当選。
- 6、自治基本条例制定の目的と議会基本条例との関連については、議会運営の最高規範である議会基本条例は、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とし、まちづくりの最高規範である自治基本条例は、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的としており、まちづくりに関する理念、制度、原則等を定め、町民、議会、行政がそれぞれ役割と責任を理解しあい、共生と民主的行政運営を行っていくこととしている。
- 7、専門的知見活用の状況については、地方自治法100条の2において、議会が議案の審査や行政に関する調査のために専門的な内容の調査を、学識経験を有する者等にさせることができる旨が規定されており、これに基づいて調査を行うものとなっており、平成19年から取り組んでいる。

議決事項の拡大と議会の取組みについて

栗山町議会基本条例では住民生活に密接に関係する6つの事件を、議会が議決すべき事件として規定している。

- ① 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- ② 栗山町都市計画マスタープラン
- ③ 栗山町住生活基本計画
- ④ 栗山町高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画
- ⑤ 栗山町子ども・子育て支援事業計画
- ⑥ 栗山町公共施設等総合管理計画（令和元年に追加）

第6次総合計画の時には、一年半前に素案を議会に提出している。町民参加の策定委員会と同時に議会は、基本条例の中にある一般会議（町と議会との協議）で素案を審議、特別委員会ではなく、一般会議の中で議論を重ね、議会の意見として素案の中に組み込んでいく。また常に情報を共有しており、町と共に計画を創り上げていっていること。

その他質疑

Q、政務活動費について

A、使途の透明性を確保するため、専門的知識等を有する者等に監査をして頂いており、公認会計士にお願いしている。

Q、議員定数削減について

A、令和4年度6月定例会にて1名削減、現在11名の要因については無投票と人口減。元々人口約24,000人が現在11,000人

Q、通年議会について

A、議会改革を行っていくうえで、継続性が重要である。定例会ごとに区切るより、年間を通して活動ができ、議会の能力を十分に発揮できる。また政策形成サイクルを構築することで、活動の継続性が保たれるのが狙いであり、その中にパッケージとして文書質問があり、定例会一般質問以外に文書にて町執行部へ質問を行う（定例会一般質問の前哨戦）ことで、充実した質問ができ、議会の機能強化を図っている。

Q、議会改革を進めていく上で、議員一人一人の意見や考え方も違い、一筋縄では行かなかったと思います。議会のレベル向上に、どのように取り組まれたのか。

A、地方自治の専門家である北海道大学の神原教授の強化があったこと。

基本条例に基づいて色々やってきた。町執行部と対等であるが例えば、基本構想の理念等の抽象的な修正はできるが、具体的な予算を伴う施策等については難しく、自分たちだけでは限界があり、自分たちの実力を踏まえ上でやらなければ、また議会改革の目的が何なのか。絵に描いた餅になってしまう。

Q、議会改革に取り組むなかで、これから先の進化、目指すことは。

A、現在政策形成サイクルが順調に機能してきている。手法や手段でなく、結果を残せる議会にしたい。北海道の過疎の自治体は課題が山積しており、町民のために一年を通じて政策形成サイクルを作った議会が地方の政治として、行政と共に一つでも結果をだせたらいい。

芽室町議会、議会改革の取組みについて

- 1、議会基本条例の制定については、自治基本条例に盛り込む形として平成25年に施行。平成20年頃から町民との意見交換を始めたその中で、議会の活動が見えない、定数削減などといった厳しい意見があり、議会の改革に取り組まなければならないということになり、平成23年に北海道大学の神原・江藤教授を招聘し、研修会を開催、自治基本条例の4つの議会条文では不足感があり、平成24年に議会運営委員会に諮問、様々な協議を重ね、平成25年に施行。
条例制定後の重要性として、絵に描いた餅でなく、実践して町民の福祉向上にいかにつなげていくかが目的で、検証・見直しについては常に前向きに取り組んでいる。
- 2、議会活性化計画・実行計画については、住民に開かれた議会、わかりやすい議会、行動する議会を掲げており、その具現化のために活性化計画を立てている。計画が実践できるように議会運営委員会が舵取りをしながら取り組んでいる。
- 3、政策形成サイクルについては、通年議会を活用し、町がすすめる基本構想、施策、事務事業に対して、住民の意見聴取を踏まえ、所管委員会での調査研究、議員間討議を重ね、施策提言を行っている。
また政策形成サイクルは、芽室町議会でも確立していないということで、活性化の主要項目の一つに掲げながら進めている。
- 4、議会フォーラム（議会報告と町民との意見交換会）については、基本条例に基づいて毎年開催しており、地域と各団体に分けて開催。平成28年からは多様な世代から意見を頂く必要があり、PTAとの意見交換会を開催している。また続けることが目的でなく、現在新たな手法を考案中のこと。
平成27年からもっと若い世代にまちづくりに関心を持ってもらうことで、未来フォーラムを開催。平成28年からは芽室町内2校の高校生との意見交換会実施。また私学の高校とは包括連携協定を締結している。高校生の意見については非常に重要と考えるが、政策に結びつけるように取り組んでいるがなかなか難しいとのこと。
議会フォーラムの後には総括の報告をHPに公表、また参加者に報告書を送付している。
- 4、議会サポーター制度については、平成24年にスタート、栗山町議会サポーター制度を参考。議会改革・活性化は、議会および議員のみで成し遂げるのは至難の業であり、主に議員研修の講師とともに議会運営じょうの様々な分野でのアドバイス、さらに政策形成をベースとした所管事務調査にも助言を頂いている。

- 5、議会モニター制度については、平成24年にスタート、令和5年まで113名に委嘱、令和6年度は20名予定。平成27年からは政策提言機能強化の目的で20名に増加、任期は1年で継続は妨げないとなっている。会議の傍聴してもらい意見を頂いたり、年に2回以上意見交換会を行い、意見を頂いている。
- 議会モニターは一般公募であるがなり手不足に苦慮している。議員の繋がりですべてモニターになってもらっているのが実状。

議決事項の拡大と議会の時について

一年以上前から執行機関との協議・調整を図りながら、審議・調査を行っている。また検討の初期段階では、町と議会合同の研修会を開催するなど、議事機関と執行機関との共通認識を図る工夫も取り入れながら、例えば策定委員会と同じ講師から研修を受けるなど、重要事項の審査が遺漏なく尽くせるように臨んでいる。

その他質疑

Q、議会モニター制度のワークショップの開催に当り、ファシリテーターは議員なのか。

ファシリテーションの研修の取組みは。

A、議会サポーターの講師からの研修や年に一度は研修会を開催している。また改選後集中的に研修会を行っている。

Q、議会だよりについて

A、毎月発行しており、議会運営委員会が担当している。議運のなかで各常任委員会正・副委員長がメインとなり編集作業をおり、議運の役割が多すぎる。事務局の負担も大きいようで、町の広報し配布に併せて作業をしているので、議運・事務局はタイトである。因みに事務局は3名体制。

また議会の情報はタイムリーに町民に伝える努力をしており、議会の情報媒体としてはHP等活用しているが、議会アンケート結果では町民は議会だよりから情報を得ている。

Q、議会モニター制度について

A、町民はモニターが何をしているか、わからない人が多く、まだまだ理解されていない。以前は各種団体への声掛けもしていたが、現在は個人への声掛け。またバランスを考慮して年齢、性別、職種等に配慮している。

モニターになった方の感想としては、やってよかったという意見もあり、任期は1年であるが半数以上は継続の方もいて、なかには議員になった方もいる。

通勤の方はいないが、帯広市から通学している高校生がおり、教育委員会が進めてい

る地元大学の授業に積極的に参加して、芽室町のまちづくりに関心を持っている。

Q、議員定数と報酬について

A、町民の中から選出した諮問委員会にて調査、審議して頂いて、議会でも並行して審議している。また諮問委員会では今後政務活動費やなり手不足についても議論が必要ではとのこと。

Q、4年間で改革・政策を進めているが、議員間でどのように共有しているのか

A、令和4年度では、主要項目が2つあり、それに紐づいている活性化策3項目があり、その進捗工程表を作成し、毎年テーマをきめて取り組んでいて全協で共有している。単年度だけでなく、達成できない場合は次年度も行い、継続性を持って取り組んでいる。

改革を進めているにも色々な意見があるが、やることが目的でなく、何のためにやっているのか。住民福祉の向上のために活性化をやっていることを目標として共有している。

Q、自己評価について

A、基本条例に基づいて毎年行っている。自己評価は議員全員で共有、分析し、活性化に取り組んでいる。

Q、議会モニターと意見交換会の違いは

A、報告会では、議会の批判や陳情ばかりで、また決まった方々の発音が多く、言いたい方が発言できない状況。議会モニター制度では、ワークショップで一人一人が意見や思いを言えることで報告会よりも収穫がある。議会モニター制度は議会にとって有効的である。

議会改革への取組みについては、今回基本条例を検証・見直しを行い、これまでの議会運営を刷新し、また本年度より議会局を設置、チーム議会として議会活動を行うこととなり、また政務活動費の導入により、これまで以上に進化が求められます。

議会では、これまで以上に監視、調査、政策立案および立法の機能強化を図り、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現するためにも、政策形成サイクルの構築が重要であります。まずは、7月に開催する意見交換会である。これまでの議会報告会から広聴活動へのシフトチェンジすることで、町民の意見をくみ取り、政策立案への第一歩として、成功裏に進むことができればと思います。

また基本条例の目標達成のためには、議会、ましてや議員自らの資質向上を図るためには限界があります。予算も限られているので、政務活動費等を活用するなど、研修の機会をもっと増やすことと、専門的知見の活用にもっと取り組むべきではと同時に、議会サポーター制度の検討を。

議会改革の取組みを進めるうえで、何よりも議会は合議体であるが故、議員間の協力、共有が必須。

粕屋町では、総合計画策定に当り、原案が提示されてから特別委員会が設置され、2ヶ月以内に意見書の提出が求められると聞いている。視察先の町では一年半以上前から、執行機関との審査・調査を行っており、町と議会と合同の研修会を開催するなど、情報共有、共通認識を図る工夫も取り入れながら、重要事項の審査が遺漏なく尽くせるように臨んでおられます。町の中長期計画であるが故に、時間をかけて、前計画の検証、次期計画への対案など、もっと踏み込んだ委員会審議が必要では。

都市計画マスタープランについては、住民の生活に直結する事項であり、町民の付託を受けている議会としては新たに議決項目へ。